

山王小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月26日 改訂

はじめに

高山市では、国が法を定める以前からいじめ問題に着眼し、平成7年に全国に先駆けて「いじめのない明るい都市づくり宣言」を行い、いじめ問題は、学校のみの問題ではなく、社会全体における大きな課題であると捉え、学校・家庭・地域が互いに連携を図り、一体となって対応することを宣言するとともに、「深めよう絆」を合言葉に、未然防止に力を入れて子どもたちの健全育成に向けた取組みをすすめてきた。

また、高山市の小中学校では、一人ひとりの子どもと向き合う時間の確保や児童・保護者との信頼関係の強化を図るなかで人権意識を育むとともに、平成18年には児童代表が中心となり「ストップ！いじめ宣言」を行い、学校が一丸となっていじめの未然防止に力を入れた取組みを進めている。

しかしながら、いじめは、今なお大きな課題の一つであり、県内においてもいじめの重大事態が発生するなど、いじめ問題に対するより一層の取組みが求められている。

ここに定める「山王小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

（1）基本理念

- ・いじめは基本的人権を侵害する許されない行為である。「いじめは許さない」という強い信念のもと、学校・家庭・地域等が一体となっていじめ問題の解消に取り組み、子どもたちが夢と希望をもち、安心・安全に心豊かに生きられる山王小学校を目指す。

（2）いじめの定義

- ・法第2条第1項のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為がいじめに該当するかどうかは、表面的・形式的に判断することなく、いじめを受けた子どもの立場に立って判断すべきものである。また、いじめを受けた子どもがそれを否定したり、相談できなかったりすることも想定し、いじめを受けた子どもの思いの内で事実を確認するのではなく、周辺の状況等を細かく観察し客観的に確認する必要がある。

なお、いじめの認知については、特定の教職員等のみによることなく、学校に設置する「いじめ未然防止・対策委員会」等を活用して行う。

(3) 基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

(4) 学校としての構え

- ・学校は、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。
- ・全ての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、どの子にも徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、どの子も大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

2 いじめの未然防止のための取組（自己有用感を高める取組）

(1) 魅力ある学級・学校づくり（規範意識・主体性・自治力等を育成する指導 等）

- ア. 全ての児童が大切な学級の一員であり、どの子も仲間と関わり、自己肯定感や自己有用感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学校・学級・教科經營を充実する。
- イ. いじめを見逃さず、学級活動はもとより児童会活動等でも適時いじめに係る問題を取り上げ、児童自身がいじめ問題について考える機会を大切にし、主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ウ. 教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷つけることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
- エ. 「学級・学校・地域に居場所がある」ということが感じられるような教育相談に努める。
- オ. 児童が教師に悩みを打ち明けられるような信頼関係を日ごろから構築することに努めるとともに、児童が自分が相談したい人を教職員、スクール相談員、スクールカウンセラー、図書館指導員等の中から指名し、相談できるようにする「どんぐりっ子センター制度」（マイセンター制度）等を取り入れながら、児童が気軽に大人に相談できる体制を整える。

(2) 「わかる・できる授業」の推進

- ア. 全ての児童が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「わかった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。また、「わからない」「できない」という児童への支援を大切にし、自己肯定感をもたせる指導を大切にする。
- イ. 授業場面において、挙手している児童への指名のみならず、挙手がない児童への机間指導や意図的指名を通して、広くその思考を捉えながら授業を進める。
- ウ. 学習グループによる活動においては、どの子にもねらいとする活動が保障されるよう留意する。

(3) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ア. 「特別な教科道徳」の時間を要としながら、すべての教育活動の中で道徳教育を推進し、積極的

- に「いじめ問題」についても取り扱う。
- イ. 様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、地域で活動する方との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。
 - ウ. 教育活動全体を通じて、命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
 - エ. 誰もが差別や偏見を許さず、性的少数者や在住外国人など多様性を認め合う教育を推進し、互いに思いやりの心をもって関わることができる「認識力」「行動力」「自己啓発力」「問題解決力」を育む人権教育を充実する。
 - オ. 障がいのある人もない人もお互いの理解を深める「心のバリアフリー教育」を推進する。
 - カ. 様々な困難・ストレスの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）、こころの健康の保持に係わる教育を推進する。
 - キ. 新型コロナウイルス感染症等、感染者への差別や医療従事者等への心ない言動等がないよう、正しい判断力を身に付けさせる指導を推進する。

(4) いじめを許さない学校風土づくり

児童がいじめを許さない学校風土をつくるために、教職員は、日常的な関わりの中でささいなことでも人を傷つける言動については毅然とした態度で対応するとともに、いじめの訴えに対しては、教職員が全力で対応することを児童に伝える。

(5) 「郷土教育」の充実

地域の方との交流や地域への貢献活動等を積極的に位置づけ、地域の方との心のふれあいを大切にし、達成感や貢献感を味わえるようにする。

(6) 情報モラル教育の推進

- ア. 情報端末機器や通信型ゲーム等の利便性や危険性について、教職員と保護者の間で共通理解を図る。また、こうした機器を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- イ. インターネット上のトラブルやSNS（ソーシャルネットワークサービス）の使い方について、児童会等が計画・運営する児童間の話し合いや、保護者や地域の方も交えた交流会等を通じ、啓発活動を充実する。
- ウ. 保護者や警察等関係機関と連携し、未然防止策を講じるとともに、問題への対処等について関係団体・機関と連携・協働する体制を強化する。

(7) 年間指導計画(いじめ防止プログラム)に基づいた未然防止対策の推進

- ア. 年間指導計画の中に職員研修等を複数回位置づけ、いじめの未然防止に計画的に取り組む。この年間指導計画は、山王小学校におけるいじめ防止に向けてのプログラムであり、各校の実態に応じていじめの未然防止の取組みを明記するとともに、早期発見・早期対応についての取り組みを明らかにする。
- イ. 年間を通じ、児童生徒や保護者に対し、教職員が断固たる決意でいじめ問題に取り組んでいくことを示す。また、就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対していじめの未然防止にかかる取組みを企画・提案する。

(8) 幼保・中への引継ぎ

- ア. 幼稚園や保育園での情報については、サポートブック等を活用したり、小学校教員と幼保の指導者の間で引継ぎ会を開催したりして、気になる情報等を引きつぎ、就学時の支援につなげる。

イ. 小学校での情報については、個別の支援計画、指導計画等を活用しながら、小学校教員と中学校教員が面談を実施し、確実に引き継ぐ。いじめ事案についても、引継ぎを実施し、中学校での様子を見届けるという点からも進学先の学校においては、引き継いだ情報を教員で共有し、その後のいじめ事案の再発防止や未然防止につなげる。

(9) 学校運営協議会との連携

学校運営協議会において、いじめ未然防止における取組み課題等を共有し、学校と地域が連携していじめの未然防止に努める意識を高める。

3 いじめの早期発見

(1) 児童生徒との信頼関係の構築

教職員は、授業だけでなく様々な活動において子どもとともに活動し、日ごろの継続的な見守りや声かけを何よりも大切にすることで、信頼関係の構築に努める。また、日常的な関わりによってわずかな変化も見逃さない感覚を磨き、児童の理解に徹する。

(2) 教職員間での情報共有の徹底

学校は、どの子にもいじめが起こりうるという認識をもち、児童が示すわずかな変化であっても気になる情報について、教職員と保護者との間で児童の情報を交換・共有する。また、いじめに関わる児童が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校相互の連携協力体制を整備し、関係する児童または保護者に対する指導・助言を適切に行う。

(3) 研修の実施

年度当初の職員会をはじめ、必要に応じて適宜、教職員研修を行い、いじめのサインを見逃さない高い感性を磨くとともに一人ひとりの教職員が、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

(4) ハイパーQUやスクリーニングテスト・アンケート等の実施による客観的な実態把握と支援体制の確立

ハイパーQUによる分析やスクリーニングテストの実施を丁寧に行い、支援が必要な児童を見逃さず、適切な支援を講じることや、定期的なアンケート調査により、いじめにつながる芽を見逃さない校内体制をつくる。

(5) 相談体制の充実

子どもが話したいことがあっても誰に話してよいか分からないことや、身近にいる教師等に話しづらいケースも考えられることから、「どんぐりっ子サポート制度」(マイサポート制度)を充実させ、センターと連携することで、いつでも気軽に安心して相談できる環境づくりを進める。同時に「どんぐりっ子ポスト」(SOS相談ポスト)も設置し、多角的に相談できるようにする。また、普段から児童の話を丁寧に聞き、相談内容に対して誠実に対応する。

(6) いじめに関わる事案の報告

いじめの事案について具体的な事実を把握し、月ごとに問題行動調査をまとめ、教育委員会に報告する。また、年間2回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」で学校の状況等を確認し、対策を検討する。

(7) 関係機関との連携

いじめを中心とした生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込みます、その解決のために、日頃から市教育委員会や警察、子ども発達支援センター、要保護児童対策協議会、子ども相談センター、民生委員、主任児童委員、学校運営協議会、保護者代表、法務局等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決を図るように努める。また、インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察機関と連携して対応する。

4 いじめ事案への対処

(1) 組織で対応することの徹底

- ア. アンケート実施後には、その内容を担任のみが確認するのではなく、複数の目で情報を共有するような体制(ダブルチェック)を徹底し、いじめの兆候を見逃さないようにするとともに迅速に対応する。
- イ. いじめ(疑いを含む)を発見、または通報を受けた教職員は、一人で対応せず、直ちに管理職、生徒指導主事、学年主任等に報告し、組織でいじめを認知し、対応する。
- ウ. 校内の「いじめ未然防止・対策委員会」において、事案に対する学校としての指導方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にし、対応する。
- エ. 事案の対応にあたる教職員は、管理職に経過報告を確実に行うとともに、管理職については、対応の見届けを確実に行い、教職員間の連携を確実に機能させて対応する。

(2) 保護者や関係機関への報告と説明

- ア. いじめの被害者になったと思われる児童の保護者には速やかに連絡し、現在学校がつかんでいる情報や今後の対応について説明し、家庭と連携して児童を見守る体制を作るとともに、心のケアまで十分に配慮した事後の対応に留意しながら、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組みを行う。
- イ. いじめに係る情報提供を行った児童の保護者にも連絡し、情報提供者を守ることや情報提供を受けた事案について適切に対応していくことを伝える。
- ウ. いじめに関する事実が認められた場合、いじめた児童の保護者と連携して、自身の行動を振り返らせながら、いじめは許されない行為であることを自覚させるとともに、自らの行為について反省を促す指導を行う。
- エ. いじめを認知した場合は、いじめの内容とともに学校の対応について教育委員会に報告する。また、ネット上で不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、状況に応じて警察等に協力を求め、直ちに削除する等の措置をとる。
- オ. いじめを認知した場合は、いじめの内容とともに学校の対応について必要に応じて個人情報を配慮したうえで、PTA会長や学校運営協議会会长に現在の状況やその後の学校の対応について報告し、連携して対応する。

(3) 解決に向けた児童への支援体制の構築

- ア. いじめられた児童、いじめた児童、いじめを目撃していた児童から速やかにかつ丁寧に事実確認や情報収集を行う。
- イ. いじめられた児童の安心・安全を最優先に対応し、その児童にとって最も信頼できる人が寄り添い支援できる体制をつくり、不安を取り除く。また、全てを学校だけで対応しようとするのではなく、状況に応じて医療やカウンセリング等の専門機関とも連携して支援する。
- ウ. いじめた児童に対しては、組織的に連携していじめをやめさせ、再発防止の措置をとる。また、いじめた児童には、なぜいじめが起こってしまったのかを考えさせるとともに「いじめは許されない」ことを自覚させる。さらに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を深く反省し、謝罪できるような指導に努める。そして、いじめを起こした背景にも配慮し、いじめた児童の継続的な指導・支援にあたる。

(4) いじめの重大事態への対処

いじめの重大事態については、国の基本方針、岐阜県の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(H29年3月文部科学省)」により適切に対応する。

①いじめの重大事態の定義

- ・法第28条のとおり定義する。

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるときは、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、以下のようなケースが想定される。

○児童が自殺を企画した場合

○身体に重大な障害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合

○精神性の疾患を発症した場合

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童がいじめを受けたことにより一定期間、連續して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、学校又はその設置者の判断により、迅速に家庭訪問等で状況を把握するなどの対応が必要である。

また、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたと言う申立てがあったときは、その申立てを重視し、速やかにかつ丁寧に調査を行うものとする。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校と教育委員会が事実と向き合い、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止を図ることを目指すものである。

②学校の対応

学校は、いじめの重大事態が発生したと判断した場合、または、いじめの重大事態につながる恐れがあると判断した場合は、教育委員会を通じて市長に報告するとともに、高山市児童等の重大事態調査委員会や教育委員会等と連携し、事案の調査・検証を行う。

ア. 事案に関わる調査、検証

総合教育会議により、調査の主体が「学校いじめ未然防止・対策委員会」(学校)と判断された場合、「学校いじめ未然防止・対策委員会」に高山市児童等の重大事態調査委員会委員のうち若干名を第三者委員として加え、教育委員会や有識者等の関係機関が関わり調査・検証を行う。重大事態に至る要因となつたいじめ行為がいつ、どこで、誰から行われ、どの様な内容であったか、いじめを生んだ背景や児童の人間関係について、また、学校職員がどの様に対応したのかについて、可能な限り明らかにする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかにかつ丁寧に調査する。

イ. 調査結果と再発防止策の報告

調査結果については、教育委員会を通じ総合教育会議で報告するとともに、高山市個人情報保護条例にも留意し、いじめを受けた児童及びその保護者に対しても、適切に情報を提供する。また、重大事態に至った経緯やその際の対応に関わる客観的な事実関係とともに、再発防止策についても報告する。

ウ. 児童生徒へのサポート

長期欠席等を余儀なくされている児童生徒に対しては、必要に応じて、スクールカウンセラーをはじめとする外部機関と連携をとりつつ、心身の安定を図るとともに、学習面に対する補償を実施し、不安の払拭に努める。

エ. 進学先等への引継ぎと見守りの徹底

児童の進学先においては、卒業をもっていじめの重大事態の解決とせず、継続して見守ることが重要である。進学先にもいじめ事案について、確実な引継ぎを実施し、小学校から中学校へ、そしてさらに進学・就職先へと一貫した連携が図られるよう情報を確実に伝える。

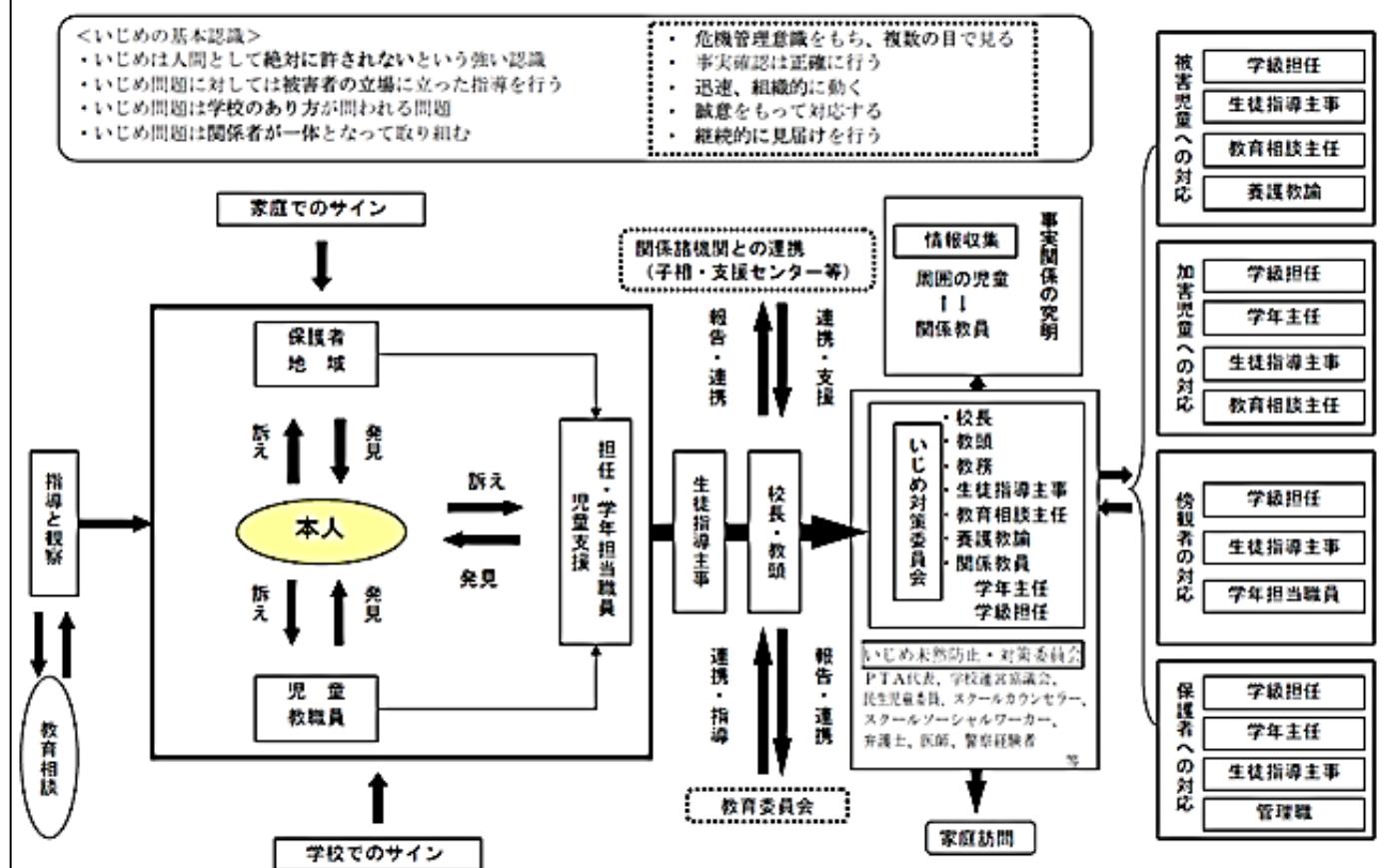
③当事者へのケア（見守り）

いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができる環境の確保を最優先に行う。その場合、必要に応じて、いじめた児童を別室に置いて指導したり、出席停止制度を活用したりする方法も考えられる。児童の状況に応じて、心理や福祉等の専門家であるスクールカウンセラー やスクールソーシャルワーカーの活用、教育相談担当による相談、医療機関や外部専門家による支援等の必要な措置を講ずる。場合によっては、いじめられた側、いじめた側の両者のカウンセリングを行い、再発防止につなげる。

また、いじめを見たり、聞いたりしていた周りの児童生徒には、無関心や見て見ぬふりがいじめを助長する可能性があることに触れ、気になることは周りの大人に相談することを指導し、いじめを許さない姿勢について指導する。

いじめ問題は、謝罪をもって解決とするのではなく、いじめが行われていない状態が、相当期間(3ヶ月を目安)続くまでは、家庭と連携をとりながら、当該児童への見守りを注意深く継続する必要がある。また、その後についても折をみて当該児童と会話をするなどして見守り、再発防止に努める。

山王小学校　いじめ対応マニュアル



5 いじめの防止等のための組織

いじめ未然防止・対策委員会の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

学校職員：校長、教頭、教務、生徒指導主事、教育相談主任、教育相談コーディネーター
学年主任、養護教諭、必要に応じて関係職員
学校職員以外：PTA代表、学校運営協議会、民生児童委員、スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察経験者 等

6 いじめ防止等のための年間計画

月	取組内容	備考
4月	<ul style="list-style-type: none">学校だより、Webページ等による「方針」等の発信職員研修会の実施（「方針」、前年度のいじめの実態と対応等） <p>※校内関係者のみによるいじめ未然防止・対策委員会委員会は4月当初から随時実施</p> <ul style="list-style-type: none">いじめアンケートの実施	「方針」の確認
5月	<ul style="list-style-type: none">高山市いじめ問題対策協議会における取組を全職員で共有「おしえてねアンケート」（記名式）の実施、教育相談の実施校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施	教育相談週間
6月	<ul style="list-style-type: none">いじめ未然防止に向けた取組（どんぐりっ子サポーター・どんぐりっ子ポスト）いじめアンケートの実施hyper-QU 実施（3-6年）スクリーニングテスト実施（1-6年）学校運営協議会で「方針」説明高山市いじめ問題対策協議会での研修内容を全職員で共有	教育相談週間
7月	<ul style="list-style-type: none">第1回「教職員取組評価（学校評価）アンケート」（対策等の見直し）いじめアンケートの実施校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施職員会（夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り）児童向けネットいじめ研修（4-6年対象 主幹教諭による）無記名式アンケートの実施職員研修会（教育相談研修会：QU・スクリーニングテスト分析）	第1回県いじめ調査
8月	校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（夏休み前の取組の評価）	夏季休業中の指導
9月	<ul style="list-style-type: none">高山市いじめ問題対策協議会での研修内容を全職員で共有いじめアンケートの実施	
10月	「おしえてねアンケート」（記名式）の実施、教育相談の実施	教育相談週間

	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ未然防止に向けた取組(どんぐりっ子サポーター・どんぐりっ子ポスト) ・学校だよりによる取組の見直し等の公表 ・学年会（いじめ防止対策の取組についての中間交流） ・学校評議員会 ・人権宣言についての話し合い活動 ・「トップ！いじめ宣言」強化月間 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・hyper-QU 実施(3-6年) ・いじめアンケートの実施 ・スクリーニングテスト実施(1-6年) ・「ひびきあいの日」に向けた取組（全校で多様な他者理解について学ぶ） 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「ひびきあいの日」（「多様な他者理解について」学んだことの交流） ・第2回「教職員の取組評価（学校評価）アンケート」（次年度に向けて） ・いじめアンケートの実施 ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 (いじめ防止対策の取組についての中間交流) ・高学年児童と保護者向けSNS研修 ・無記名式アンケートの実施 ・職員研修会（教育相談研修会：QU・スクリーニングテスト分析） 	冬季休業中の指導 第2回県いじめ調査
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・「おしえてねアンケート」（記名式）の実施、教育相談の実施 ・教職員による次年度の取組計画 	教育相談週間
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・児童会の取組のまとめ ・いじめアンケートの実施 ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（本年度のまとめ及び来年度の計画立案） ・学校運営協議会 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回「教職員の取組評価アンケート」（1年間の評価） ・学校だより等による次年度の取組等の説明 ・いじめアンケートの実施 	第3回県いじめ調査 (国の調査を兼ねる) 次年度への引き継ぎ

7 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ① いじめの早期発見の取組に関するこ
- ② いじめの再発を防止するための取組に関するこ

8 個人情報等の取扱い

○ 個人調査（アンケート等）について

いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要なことから、5年間保存する。

※学年や学級において個別にとったアンケートについても保存すること。